

## 速やかに担保関係書類の提出を行う旨の確約書 (国外転出時課税納税猶予「株券・持分用」)

令和\_\_年分所得税及び復興特別所得税について、国外転出時課税制度に係る納税猶予の特例の適用を受けるための担保として提供する非上場株式又は持分会社の社員の持分については、税務署長から次の担保関係書類の提出を求められた場合には、速やかに提出することを約します。

株式会社（株券発行会社）又は持分会社の名称及び所在地	
担保関係書類	<b>【株券発行会社の非上場株式の場合】</b> <input type="checkbox"/> 供託書正本（株券の写しも添付） <input type="checkbox"/> （譲渡制限が付されている場合）譲渡可能としたことを証する議事録の写し
	<b>【持分会社の社員の持分の場合】</b> <input type="checkbox"/> 持分会社の社員の持分に質権を設定することについての承諾書（国外転出時課税納税猶予「納税者作成用」） <input type="checkbox"/> 納税者の印についての印鑑証明書又は自署に係る領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む）が証する書類 <input type="checkbox"/> 持分会社の社員の持分に対する質権の設定等についての承諾書（国外転出時課税納税猶予「会社作成用その1」） <input type="checkbox"/> 持分会社の社員の持分に対する質権の設定等についての承諾書（国外転出時課税納税猶予「会社作成用その2」） <input type="checkbox"/> 持分会社の印又は各社員の印についての印鑑証明書 <input type="checkbox"/> 質権設定及び譲渡制限の解除について社員全員の同意に関する議事録の写し等 <input type="checkbox"/>
備考 令和__年分所得税及び復興特別所得税の申告年月日 令和__年__月__日 ※ 申告期限までに担保関係書類の提出が困難な場合には、その理由及び提出見込み時期等を備考欄に記載してください。	

令和\_\_年\_\_月\_\_日

納税者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

速やかに担保関係書類の提出を行う旨の確約書  
(国外転出時課税納税猶予「株券・持分用」)

「速やかに担保関係書類の提出を行う旨の確約書」(国外転出時課税納税猶予「株券・持分用」)は、納税猶予の担保を提供しようとする場合に、例えば株券の発行や供託手続等に時間を要するため、申告書の提出期限までに担保に関する書類の全部が整わないときに、株券発行等の手続を了した後に速やかに関係書類を提出する旨を納税者が税務署長等に対して確約するものです。

- (注) 1 申告書の提出期限までに担保に関する書類の全部が整わないときには、あらかじめ所轄の税務署(管理運営部門)に相談の上、この確約書を提出してください。
- 2 この確約書の提出後、税務署長等から期限を定めて担保関係書類の提出を求められた場合に、その期限までに当該書類が提出されない場合には担保提供がなかったものとして納税猶予の特例の適用が受けられないこととなりますのでご注意ください。

**【記載要領】**

- 1 「株式会社(株券発行会社)又は持分会社の名称及び所在地」欄  
株券発行会社又は持分会社の名称及び所在地を記載してください。
- 2 「担保関係書類」欄  
期限までに提出が困難な書類をチェックしてください。
- 3 「備考」  
申告期限までに担保関係書類の提出が困難な場合に、その理由及び提出見込み時期等を備考欄に記載してください。

(注) 適用を受けようとする納税猶予に応じて、様式中の不要文字を抹消してください。